

### 第3 意思表示

#### 1 心裡留保（変更） 2項新設

#### 民法第93条

(1) 意思表示は、表意者がその真意ではないことを知ってしたときであっても、そのためにその効力を妨げられない。ただし、相手方が、その意思表示が表意者の真意ではないことを知り、又は知ることができたときは、その意思表示は、無効とする。

(2) 前項但し書きの規定による意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができない。

(改正前民法93条)

意思表示は、表意者がその真意ではないことを知ってしたときであっても、そのためにその効力を妨げられない。ただし、相手方が表意者の真意を知り、又は知ることができたときは、その意思表示は、無効とする。

相手方及び第三者の善意（無過失）の対象を明確にし、かつ第三者の保護される要件を明らかにしたものである。

なお、第三者について過失の有無を問わないのは、これまでと同様であるし、そもそも心裡留保の意思表示をなした表意者の帰責性が大きいことに鑑みれば、第三者が保護されるために無過失まで求めるべきではないと言える。

## 2 錯誤（変更）

### 民法第95条

(1) 意思表示は、次に掲げる錯誤に基づくものであって、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、取り消すことができる。

一 意思表示に対応する意思を欠く錯誤

二 表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤

(2) 前項二号の錯誤による意思表示の取消しは、その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたときに限り、することができる。

(3) 錯誤が表意者の重大な過失によるものであった場合には、次に掲げる場合を除き、第1項の規定による意思表示の取消しをすることができない。

一 相手方が、表意者に錯誤があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったとき。

二 相手方が表意者と同一の錯誤に陥っていたとき。

(4) 第1項の規定による錯誤による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。

(改正前民法95条)

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。

### 解説

#### 1 背景

錯誤には意思表示の錯誤と動機の錯誤があるところ、改正前民法95条はその区別を明示していない。本来、錯誤は意思表示の錯誤に当てはまるものであり、動機の錯誤は法律行為の縁由に過ぎないことから、法律行為の効力を左右しないはずのものであるが、判例は動機が意思表示の内容として相手方に表示されている場合には、錯誤無効を認めており、概ね学説もこれを支持している。そこで、それぞれを区別して規定する必要がある。

ただ、判例の要件の法文化は困難を極めた。動機の錯誤についての判例を検討しても、「動機が意思表示の内容として相手方に表示されている場合」が一義的に明らかではなく、表示に重点を置いたものもあれば、法律行為の内容に重きを置いたものもあり、論者によってこの判例の要件の解釈が異なっているのが実情であった。そこで、判例の基準を踏まえつつ、動機の錯誤の要件化には時間を費やして検討がなされた。

当初は、「意思表示の前提となる当該事項に関する当事者の認識が法律行為の内容になっているとき」（中間試案）が検討されたが、後に「動機が法律行為の内容になっているとき」（たたき台）に変わり、その後「表意者が法律行為の効力を当該事項の存否又はその内容に係らしめる意思を表示していたこと」（要項仮案原案）という案を経て、最終的に本条のとおりとなった。

また、改正前民法95条では、法律行為の要素に錯誤があるときと規定するが、要素が何を意味するかを読み取ることができない。判例は、法律行為の要素を、意思表示の内容をさし、表意者がその内容に従って法律行為上の効果を発生させようとした事実であって、客観的に観察し、その事実につき錯誤がなかったならば意思表示をしなかったであろうと認めることが合理的であるものを指すとされている。そこで要素についての更なる要件化が検討された。

そして、改正前民法95条では表意者に重大な過失がある場合には自身が無効を主張し得ないと規定されていたが、相手方にも表意者が錯誤に陥っていることにつき悪意ないし重大な過失がある場合などには、表意者を保護すべきであるとの見解がある

ため、表意者に重大な過失がある場合であってもなお錯誤を主張しうるケースの要件化が検討された。

さらに、錯誤の効果として、無効とするか取消しとするかは立法政策の問題であるところ（我妻）、無効とすべき必然性がなく、他の意思表示の瑕疵と同様に取り消しすべき行為と変更する、効果の見直しが図られた。

## 2 趣旨

今回の改正により、意思表示の錯誤と動機の錯誤がそれぞれ区別して規定されているが、いずれにも共通する要件として、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであることが規定された。これは従前の法律行為の要素に該当する概念である。

前述の判例は、その錯誤がなかったならば表意者は意思表示をしなかったこと（主観的要件）と、通常人であっても同様であること（客観的要件）の両方を含むものとされている。当初そのとおり要件化することが検討されたが（中間試案）、錯誤に該当するものとして法律行為の効果を失わせるに値するほどの欠缺であるかどうかという規範的観点からの評価を受けてきたことを踏まえ、今回、法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要であるという要件に落ち着いたものである。

また、動機の錯誤についての法文化が難航した経緯を踏まえ、法律行為の基礎とした事情につき法律行為の基礎とされていることが表示されていることを、要件とするものである。いわば、当該事情の有無が法律行為をする、しないを左右するほどのものであり、かつそのことが表示されているに至って初めて、動機の錯誤として表意者を保護するものとしたのである。

そして、相手方が、表意者の錯誤につき悪意ないし重過失ある場合や、相手方も表意者と同一の錯誤に陥っている場合には、その法律行為の効果を否定してもよいものと判断できるので、表意者が錯誤に陥ったことに重大な過失がある場合でも錯誤を認めるべきものとした。

さらに、判例は錯誤無効の主張権者を原則として表意者に限定していることから、その法的効果を無効ではなく取消しとすることとし、併せて第三者保護につき、善意かつ無過失の第三者に対して対抗できないものとして、取引の安全を図ることになったものである。錯誤に陥った表意者には必ずしも帰責性があるとはいえないため、詐欺と同じように、第三者には善意かつ無過失であることを求めているのである。

## 3 実務への影響

錯誤の要件は、これまでの判例を踏まえた上でのものであるため、適用範囲自体に大きな変更が生じるわけではない。また、表意者に重過失があり、かつ相手方に悪意ないし重大な過失がある場合、あるいは相手方も同一の錯誤に陥っている場合はそれほど多いケースとも思われない。

ただ、錯誤の効果が無効から取消しに変更になったことから、追認等による取消権の消滅（改正前民法122条、125条）や取消権の行使期間制限（同126条）に服することになる。また、取消し意思表示の後の第三者との関係については復歸的物権変動論の観点から対抗問題となるため、従前と法律関係が大きく変化することになる。

### （参考判例等）

#### 1 大審院大正8年12月16日民録25輯2316頁

「法律行為の縁由とは効果意思決定の事情に過ぎないから、その錯誤は詐欺に基づく場合の他、法律行為の効力に影響を与えない（要旨）。」

2 最高裁判所昭和29年11月26日判決民集8巻11号2087頁

「意思表示をなすについての動機は表意者が当該意思表示の内容としてこれを相手方に表示した場合でない限り、法律行為の要素とはならない（要旨）。」

3 最高裁判所昭和40年9月10日判決民集19巻6号1512頁

「表意者に意思表示の無効を主張する意思がない場合には、第三者が錯誤に基づく意思表示の無効を主張することは、原則として許されない（要旨）。」

### 3 詐欺（変更）

#### 民法第96条

(1) 詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。

(2) 相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知り、又は知ることができたときに限り、その意思表示を取り消すことができる。

(3) 前二項の規定による詐欺による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。

（改正前民法96条）

1 改正法（1）と同じ

2 相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知っていたときに限り、その意思表示を取り消すことができる。

3 前二項の規定による詐欺による意思表示の取消しは、善意の第三者に対抗することができない。

#### 解説

##### 1 背景

詐欺及び強迫による意思表示を取り消すことができるものとする点は従前のとおりとするものの、詐欺による意思表示がなされた場合の、相手方や第三者の主観について見直す必要があった。

##### 2 趣旨

まず第三者による詐欺の場合、相手方が善意かつ無過失である場合に限り表意者は意思表示の取消しを対抗できないものとされた。これは、相手方は善意で足りると定めていた従前の規定を改め、解釈としても相手方の無過失を要件とすべきであるという学説（我妻）を踏まえたものである。

また、詐欺による意思表示を対抗できない第三者について、従前は善意の第三者と規定していたが、詐欺によって意思表示をなした表意者に帰責性があるとはいえない反面、善意であっても過失ある第三者を保護すべき必要性が乏しいと考えられたことから、第三者につき無過失であることも要件としたものである。

##### 3 実務への影響

詐欺の取消しを対抗できる第三者が、善意かつ無過失の第三者に限定されたことから、詐欺取消しを対抗できる場面が広がることになり、その点での実務への影響はあるものと考えられる。

### 4 意思表示の効力発生時期等（変更） 2項新設

#### 民法第97条

(1) 意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる。

(2) 相手方が正当な理由なく意思表示の通知が到達することを妨げたときは、その通知は、通常到達すべきであった時に到達したものとみなす。

(3) 意思表示は、表意者が通知を発した後に死亡し、意思能力を喪失し、又は行

**為能力の制限を受けたときであっても、そのためにその効力を妨げられない。**

(改正前民法97条)

- 1 隔地者に対する意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる。
- 2 隔地者に対する意思表示は、表意者が通知を発した後に死亡し、又は行為能力を喪失したときであっても、そのためにその効力を妨げられない。

解説

### 1 背景

改正前民法97条では、隔地者に対する意思表示の効力について規定されていたが、特に隔地者に対する意思表示に関わらず、意思表示一般に妥当する規定であるとされているため、隔地者に対するという要件を削除することになった。

また、通常であれば意思表示が相手方に到達したと考えられるにも関わらず、相手方が正当な理由なく意思表示の受領を妨げた場合にも、意思表示が到達したものと認めるべきであるが、明文によって規定されてはいなかった。そこで、この明文化が検討された。

### 2 趣旨

(1) ないし(3)については、隔地者に対するという要件が削除されたものであり、意思表示の一般原則であることが明確になっている。

(2) について、正当な理由なく意思表示の通知が到達するのを妨げたときには、(1)によれば到達していないのであるから意思表示の効力を生じさせることができないところ、当事者の公平を害して相当ではないことから、この場合には通常到達すべきであった時に到達したものとみなした上で、意思表示の効力の発生を認めるものである。

(参考判例等)

#### 1 最高裁判所昭和36年4月20日判決民集15巻4号774頁

「到達とは、代表取締役又は代表者から受領の権限を付与された者によって受領され又は了知されることを要するものではなく、それらの者にとって了知可能な状態に置かれることを意味する。換言すれば、意思表示の書面がそれらの者のいわゆる勢力範囲(支配圏)内に置かれるをもって足りる。」

#### 2 最高裁判所平成10年6月11日判決民集52巻4号1034頁

「不在配達通知書により、通知者から書留郵便が送付されたことを知り、その内容が遺産分割に関するものではないかと推測し、弁護士に遺留分減殺請求について説明を受けた。また、相手方は、長期間の不在、その他郵便物を受領しえない客観的状況にあったわけではなく、受領の意思があれば郵便物の受取方法を指定することによって、さしたる労力、困難を伴うことなく内容証明郵便を受領することができた。そうすると、社会通念上、相手方の了知可能な状態に置かれ、遅くとも留置期間が満了した時点で相手方に到達したものである。」

## 5 意思表示の受領能力 1項新設

### 民法第98条の2

**意思表示の相手方がその意思表示を受けた時に意思能力を有しなかったとき又は未成年者若しくは成年被後見人であったときは、その意思表示をもってその相手方に対抗することができない。ただし、次に掲げる者がその意思表示を知ったときは、この限りでない。**

#### 一 相手方の法定代理人

#### 二 意思能力を回復し、又は行為能力者となった相手方

(改正前民法98条の2)

意思表示の相手方がその意思表示を受けた時に未成年者又は成年被後見人であったときは、その

意思表示をもってその相手方に対抗することができない。ただし、その法定代理人がその意思表示を知った後は、この限りでない。

## 解説

### 1 背景並びに趣旨

改正前民法98条の2は、意思表示の受領者に当該意思表示の内容を了知するだけの判断能力が備わっていない限り、意思表示の効力を相手方に対抗できるべきではないという趣旨に基づくものである。

その趣旨は、相手方に意思能力が備わっていない場合にも妥当することから、意思能力の欠如した相手方に対する意思表示についても同様の規定を設けるべきこととした。